

とちぎ社労士 No.111



奥日光竜頭の滝

撮影：県央支部 今井敬史会員

- ★平成25年度経営者向け労務管理セミナー
- ★県執行部と新入会員との座談会報告
- ★新支部長・新委員長からの一言
- ★会員からの寄稿
 - 年金はあちらこちらに落とし穴（前編）
 - 「メンタルヘルス対策支援センター」での活動報告について
- ★広報委員会からのお知らせ
 - ホームページリニューアルについて
 - 栃木県最低賃金
- ★新入会員のご紹介
- ★事務局だより
- ★編集後記



発行

栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 028 (647) 2028
(ホームページ) <http://www.tochigi-sr.jp/>
(Eメール) tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp
発行人 藤 沼 清 市

平成25年度経営者向け労務管理セミナー

社労士会セミナーを開催して

専務理事 須藤 忠 良

社労士会セミナーは、4年前から実施され今年で4回目になります。最初の2年間は、会全体で1回の開催、県のある宇都宮市、しかも立派なホテルで開催しましたが、それですと遠方の人は来られないのではないかとということで、昨年より各支部の最寄り商工会議所の協力を得て支部単位で実施し、より多くの事業主の方に来てもらうことにしました。今年度は、理事の積極的な意見があり、1支部で2カ所実施しているところもあり、社労士のPR、事業主の方へのトラブル防止に役立っていることと思います。セミナーの内容も一番トラブルの多い解雇、未払い賃金については、昨年と同じですが、説明に使うパワーポイントは担当した理事の努力により、かなり洗練されたすばらしいものに仕上がっており、それをを用いた説明も立て板に水のごとくであったと思います。来ていただいた事業主の方は、このような労務管理に熱心な事業所だと思えますが、問題は来てもらえない事業所の方でないでしょうか。テレビドラマで労働基準監督署および労働基準監督官のちょっとあり得ない話が始まりましたが、法違反をテレビなりに誇張するとこのようなことになるのかもしれませんが。もちろん我々社労士の仕事は、トラブルの未然防止です。連合会も開店休業状態または起きてからでは遅い、個別労使紛争の解決センターの設置にこだわるのではなく、本業の問題が起こらないようにするための周知活動である「社労士会セミナー」に力を入れるべきだと思うのですが。

開催日	会場	参加者数	個別相談
9月25日	真岡商工会議所	22名	0件
10月3日	宇都宮市文化会館	57名	4件
10月9日	佐野商工会議所	33名	1件
10月9日	大田原商工会議所	17名	2件
10月11日	小山商工会議所	22名	0件
10月22日	足利商工会議所	34名	1件
合 計		185名	8件

参加者アンケート結果

参考になった	62名
やや参考になった	14名
普通	10名
あまり参考にならなかった	0名
参考にならなかった	1名



会場風景



県央支部 小梅雄信会員



県央支部 小玉高史会員



県南支部 太田代徹会員

社労士会セミナーの講師を担当して

県央支部 山 川 荘 二

この度は社労士会セミナーで講師を担当する機会をいただき、誠にありがとうございました。この場をお借りして、まずは御礼申し上げます。

今回予定されている全6回の中で、トップを切って開催された真岡商工会議所でのセミナーでしたが、パワーポイントの資料を表示させるノートパソコンを用意していなかったというハプニングがありました。幸い役員の先生方や商工会議所の事務局の方の協力で事なきを得ましたが、話をする当事者でありながらそこまで十分に気が回らなかった事に反省しきりです。事前準備の大切さと最後まで気を抜かず確認する事の重要性を、改めて認識させられました。

パワーポイントの原稿を1週間前に頂いていたため、事前に話す内容を十分に検討することができ、非常にありがたかったです。また通して練習したところ、予定通り1時間ちょうどで終わることができたので、当日は精神的に余裕を持って話すことができました。

さらに幸運だったのは、ご出席いただいた方の中に、熱心にメモを取りながら聞いて下さる方が複数いらっしゃったことです。私にも適度に視線を投げかけていただいたため、とても話しやすく感じました。

末筆ながら、ご多忙中にも関わらず今回のパワーポイントの原稿を作成していただいた小梅先生と小玉先生に深く感謝いたします。ありがとうございました。



県央支部 山川荘二会員

社労士会セミナー講師を務めて

県北支部 室 井 隆 司

10月9日、大田原商工会議所において、平成25年度経営者向け社労士会セミナーが開催されました。今年で2回目の開催となり、昨年に続き今年も講師を務めさせていただき、大変貴重な経験をさせていただきました。まずは、準備にかかわられた執行部のみなさんと通知の発送、ホームページへの掲載等お骨折りいただいた大田原商工会議所の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。以下、講師を務めて思ったことを書きたいと思います。

やはり、準備ということです。今年のテーマはサービス残業についてでしたが、県内同じパワーポイントのスライドを使っただけのものとなりました。今まで何度か講習・研修の講師（あるいはそのようなもの）を経験したことはあったのですが、今までの私の場合、事前に作ったレジメを中心にそれを説明、あるいは単純に読むというスタイルが多く、聞かなくても後からレジメを読めば誰でもわかるというものでした。言葉で伝えるというよりは、文字で伝えるというニュアンスが多かった気がします。それに対して今回はスライドでの説明であり、伝える部分（スライド）を口頭あるいは補足の資料説明でというスタイルで聴講者のみなさんに伝える必要があり、私にしてみればいつもとは勝手が違うものでした。いつもなら、順番に資料をめくっていけば、必要な内容が書いてありますから極端な話、資料さえできれば後は読むだけという感がありました。しかし、今回はそれでは対応できないため、スライドを見れば大体の説明はできますがそれでは不十分です。よって、細かいところを暗記して（あるいはサイドメモを充実させて）おく必要があり、通常よりも時間がかかりました。そしてその分いつもより緊張もしました。勿論その分自分の肉にもなったのですが、恥ずかしながら今回改めて、準備の大切さを再確認させていただいた次第です。



県北支部 齋藤学会員、室井隆司会員



県西支部 田村桂介会員



県西支部 杵淵徹会員

県執行部と新入会員との座談会報告

平成25年8月22日(木)午前10時30分より社労士会館において、毎年恒例の登録・開業2年以内会員と県会執行部との座談会及び基礎実務研修会が、開催されました。

今年は20名と例年より多数の新入会員の方にご参加いただき、前半は出席者と執行部との間で、事務所の運営や顧問先開拓、社労士業務、対役所への対応などについての意見交換が行われ、後半は須藤専務理事から「士業としての心構え」の講話と、杵渕事業委員から「雇用保険法の基本」というテーマでの、研修がありました。

活発な名刺交換なども行われ、新入会員の方にとって有意義な座談会になったものと思われます。

今回座談会に出席された会員の中から、4名の方に感想等をいただきました。

執行部との座談会に参加して

県央支部 田野賢司

今年1月に開業社労士として入会しましたが、入会当初、社労士会とはどのような所か、社労士会とどのような形で関わっていけばいいのかよくわかりませんでした。栃木県社労士会は他県とは違うという話を何か所かで聞き、また、通常総会に参加したときにも、会長から「栃木県会は特異な会と言われている」との話があり、何がどのように違うのか気になっていました。

今回の座談会では、会長から栃木県会は「他県と違い開かれた会、民主的な会」とお話があり、いくつかの事例を紹介いただき、少しわかったような気がしました。また、執行部の諸先生お一人お一人から、社労士としての品格など様々な観点から貴重なアドバイスをいただき大変参考になりました。反面、会員からの発言がやや少なく、執行部からの話を中心になったように感じましたので、

1. 1人1問のような形をとると出席者全員が発言できてよかったのではないかと思います。(参加者が多かったので時間が取れなかったのかもしれませんが)
2. また、新入会員は県会の活動内容についてあまり把握していないと思いますので、この場で県会の活動内容や年間事業計画等の説明があるとよかったのではないかと感じました。

入会してからいくつかの研修会に参加させていただきましたが、何を聞いても勉強になり、また、実務面の悩ましいところが把握できて心強くなります。今回の基礎実務研修会でも、「士業としての心構え」「雇用保険法の基本」「労災保険の基礎知識」「社会保険の基本」について、新人社労士が注意すべき点・悩む点について微に入り細に入りご指導いただきました。

このような研修会を開催いただき、執行部の方々・諸先輩講師の方々に大変感謝申し上げます。時間の許す限り研修に参加したいと思っていますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

県会執行部との座談会に参加して

県央支部 中田宏孝

私は平成25年4月に開業登録をし、初めて座談会に参加させていただきました。会長をはじめ執行部役員の方々から「心構え」「倫理観」、そして経営者の良き相談相手としてお客様の色々な状況を踏まえながら、肌で感じる「会話」の大切さを学び、リラックスした雰囲気の中、時折ユーモアを交えながら第一線で活躍されている実務家ならではの示唆に富んだ内容をお話して頂きました。休憩時間には参加者同士の交流などあり、社労士会の繋がりも感じる事ができ大変有意義な時間となりました。

特に印象に残ったのは、社労士は「人」に関わることが仕事につながるというお言葉でした。開業して数ヶ月経った私にとって、改めて自分自身を振り返る良いきっかけとなり、日々研鑽の大切さを痛切致しました。今後も諸先輩方からのお言葉をしっかり肝に銘じ、業務を遂行していきたいと考えております。

最後になりましたが、このような会を企画・運営してくださった執行部諸先輩の方々に感謝申し上げます。今後ともご指導の程、よろしくお願いいたします。



県執行部との座談会及び第一回基礎実務研修会に参加して

県西支部 正 田 裕 之

この原稿の執筆依頼をいただいてすぐ、宇都宮から私の事務所のある足利市への帰り道は、高速ではなく一般道を選択しました。それは"今の会が終わった直後の感想を、できるだけ長い時間噛みしめたかった"ということに理由がありました。

その道すがら、「何について原稿に書こうか」と考えることにふけり、信号で止まるたび、時には路肩に車を寄せて、ノートにメモを取っていました。そんな中、テーマを決める上で一番多く頭の中をよぎった言葉は「栃木でよかった」という単語です。

今回の会は登録後まもない先生方20名と、執行部の先生方との、ざっくばらんな座談会から始まりました。当初は緊張が手伝った部分もありましたが、午後の研修会を終えるころには活発な意見が出るようになり、帰る際には、私を含めた新人の先生の中で「栃木県社労士の素晴らしさ」を実感するに至っていたと思います。

その中で私が感じた要点は3つ、まずは「知識に裏付けされた理論武装とそれを得るための努力が大事である」こと。そして「社会保険労務士としての矜持をもって職務に当たる」ということ。また、これらを先達の先生方が実践することによって生まれた「栃木県社労士の風土・伝統がある」ということです。

そして、それらから得た私の感想は「栃木で良かった」と思うと同時に、「自らも努力を重ねることで、この風土をこれからも守っていかねばならない」という決意でした。

最後に、このような貴重な機会を設けてくださった県会のみなさま、役員の先生方にお礼を申し上げます。参加させていただき「明日からも頑張っていこう!」という思いを新たにすることができました。今後ともよろしく願いいたします、ありがとうございました。

座談会及び研修会に参加して

県南支部 木 村 一 夫

座談会に参加して一番印象に残ったことは、藤沼会長の「社会保険労務士は、気概を持って、サムライたれ、安売りするな」ということでした。今まで会社という組織に守られていた自分から、サムライというより浪人になったような気分でした。私にとって、気合いを入れていただいたようでした。

昼休みには先生方との名刺交換と本音トーク。これも必要ですね!…。午後須藤先生の「士業としての心構え」の中から、

①すべては自己責任、②常に品位を保持し、③出来ないことは断る勇気を持って、④顧客を得るにはヒューマンネットワークを造れ、⑤業務知識を増やすには、研修会に積極的に参加しろ、等々全て実体験から出た生きた言葉でした。

最後の杵渕先生の「雇用保険の基本」は手続き上の具体的事例のお話ですが、「事務代理」と「提出代行」の違いを熱く語っていただきました。対話形式で語られた内容は、サムライ映画の決闘のようでした。面白過ぎます…。それにこれだけ厚いテキストを作ってもらえる杵渕先生には頭が下がります。大切に精読させていただきます。

以上先生方が本音で話され、これから実務を行っていくうえで、とても有意義な時間でした。ありがとうございました。



新支部長・新委員長からの一言

県央支部長 鈴木悦子

この度、二期目の県央支部長を仰せつかりました鈴木です。前期においては支部会員の皆様のご協力により、無事任期を努めることができました。厚く御礼申し上げます。

今期は、社労士会セミナーを宇都宮だけでなく、真岡商工会議所のご協力の下、真岡でも開催いたしました。また、例年通り各種相談会の担当など、支部会員の皆様には更なるご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

支部研修会のテーマなど、参考にさせていただきますので、ご要望ご意見をお寄せ下さい。お待ちしております。

県西支部長 杵渕 徹

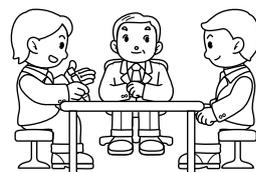
初々しさが微塵も感じられない 新支部長からの一言
県西支部の支部長として4期目を任せて頂く事になりました。県西支部の特色は、「年6回の情報交換会を兼ねた研修会」と「月1回の足利市役所での無料相談会」の実施です。支部会員さんや事務局職員さんの協力抜きには考えられない事ですので、いつも感謝しています。ありがとうございます。それに加えて今年度は「社労士会セミナー」を佐野と足利の両商工会議所と共催致しました。私はこの2年間、他支部を「ライバル」だと意識します。「社労士会セミナー」については、宇都宮文化会館（県央支部）以上の参加人数を集める事を目標にしました。各支部や各役員が協力し合うだけでなく「ライバル」として切磋琢磨していけば、結果的に栃木会の充実につながると思っております。一役員としましては、「私利私欲」抜きで「栃木会のためになるか？」だけを判断基準に積極的に発言・行動する所存です。2年間、よろしくお願い申し上げます。

県南支部長 田邊勇輝

平成25年度より2年間、通算して2期目の県南支部長を仰せつかりましたこと、改めまして身の引き締まる思いです。1期目においては、たくさんの先生方にご指導を頂きながら、支部運営をできましたことをまずもって感謝申し上げます。そのうえで今後2期目に関しましても誠心誠意、栃木県会に貢献したい所存でありますので、ご指導を賜りたくお願いを申し上げます。そして、県南支部の活性化のために支部会員の皆様にご協力を賜りたく重ねてお願いを申し上げます。任期中、精一杯活動させていただきます！

県北支部長 斎藤 学

県北支部長の斎藤です。再任ということになりましたが、今後も支部運営に精励恪勤していく覚悟でありますので、よろしくお願いいたします。



総務委員長 田村敬子

栃木県社会保険労務士会会則の目的には、「会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行う」とされています。

総務委員会としては、新入会員との座談会、行政官庁等との事務連絡協議会、図書室の充実、会則と諸規定の見直しを行う予定ですのでご意見・ご要望等お寄せ願います。

事業委員長 小梅雄信

今年度、事業委員長の大役を仰せつかりました県央支部の小梅です。事業委員会は、会員の資質を高めるための研修を主に担当いたしますが、私自身まだまだ経験不足の面は否めませんので、会員の皆さんと一緒に研鑽し合いながら務めさせて頂ければと考えています。良き栃木会の伝統を継承しながら、改善できるところは改善し、少しでも会員の皆様のお役に立てる研修を立案・実施していく所存ですので、気軽に皆様からご意見等いただければ幸いです。任期中どうぞよろしくお願いいたします。

広報委員長 近能明正

新体制の執行部で、前期に続き再度広報委員長を拝命いたしました、県央支部（真岡）の近能と申します。今回で3期目の広報委員となりますが、宜しく願っています。

広報委員会の業務といたしましては、年4回のとちぎ社労士（会報）の発行、ホームページの運営、行政庁窓口への広報用立札の設置、新聞などの媒体を利用した社労士業のPRなどがあります。

特に本年は社労士会ホームページの大幅リニューアルを予定しておりますのでご期待ください。また、会報につきましては、これからも会員の皆様に原稿の執筆依頼をお願いすることになるかと思っておりますが、ご協力のほど宜しくお願いいたします。



左 広報委員長 近能 明正 中 事業委員長 小梅 雄信 右 総務委員長 田村 敬子

年金は あちらこちらに 落とし穴 (前編)

県西支部 杵 洵 徹

社会保険労務士（以下、社労士）として仕事をしていますと、「事実は小説よりも奇なり」を地で行く経験をする事があります。社労士の仕事は、他人の生活や人生を垣間見る仕事でもあります。事業所からお借りした「年金手帳」にもいろいろな情報が隠されています。お会いする事のないその人の人生に思いを巡らせてしまう事もあります。もちろん、興味本位でしているわけではありません。その事例の背景をいろいろと考える事は、社労士としての“発想力”や“解決力”を養うヒントになると、信じています。

1つの事例を通していろいろと“考えた事”を記してみました。少し（大分?）になってしまいましたので、2回に分けて掲載して頂く事になりました。

●『別居』している『内縁の妻』って、『ただの他人』？

今回の出来事は、ある事業所での総務部長との会話から始まりました。

部長：『別居』している『内縁の妻』って、健康保険の被扶養者になれますか？

社労士：『別居』している『内縁の妻』って、ただの他人ですよ？

部長：ですよ！その『別居』している『内縁の妻』って、外国人なんですよ。

社労士：『別居』している『外国人』の『内縁の妻』って、ただの他人ですよ？

なんて雑談の延長みたいな会話でした。とは、言うものの念のため、その場で購入したばかりの「社会保険の事務手続」の「46頁」で確認してみました。すると「被保険者と同居・別居いずれでもよい人」の欄に「配偶者（内縁関係でもよい）」と記載されているではありませんか。「別居している『内縁の妻』」も被扶養者になる事が出来るのです。さらに念のため、年金事務所に確認してみる事にしました。健康保険の扶養関係なので、最初「けんぽ協会」に電話しましたら「『扶養認定』関係は、年金事務所で確認して下さい」との事でした。この境界線、恥ずかしい話なのですが、まだよくわかりません。

●『別居』している『内縁の妻』を扶養にする、ポイントは3点！

確認の結果、ポイントが3点ありました。①「生計維持関係」の証明は、「仕送り」の事実を「異動届」に記載すればOKとの事、②「重婚的内縁関係ではない（＝2人とも独身である）」事の証明は、各自の「戸籍謄本」で確認するので「添付」が必要との事、③その関係性を「民生委員」に証明してもらおう。「同居」していないのですからそれぞれの住所地に民生委員はいるわけですが、両方ではなくてどちらか一方だけの民生委員の証明で「OK」との事。ただし、「証明書」には「氏名」、「現住所」、「生年月日」などによって各自が特定されている必要があります。「民生委員」さんは、こんな関係性について自信を持って「証明」出来るのでしょうか。今回の事例の場合、相手が外国人でしたので、こちらが「別居している内縁の妻」と思っている、相手側の認識は全く「違う」のではないかと、なんて「余計なお世話」な事まで考えてしまいました。

●「別居」しているが、「婚姻」していました！

その後しばらく音沙汰がなかったのでこの件を忘れかけていたところ、連絡がありました。最初の相談から具体的な手続きに進行すると、前提条件が違ってしまう事は、私たちの仕事でもよくある話です。今回の場合は良い方へ話が違っていました。この2人「別居」ではありますが「婚姻」されていたのでした。この

場合ですと「生計維持関係」の有無（＝仕送りの有無）だけですから、比較的簡単な手続きです。日本人夫婦ならば夫婦同姓なので、特に添付書類は必要ありませんが、名字（姓）の異なる親族の場合は、「続柄」の記載されている「公的機関」の「証明書」が必要になります。例えば、実母なのに名字（姓）が異なる場合でも、同居されていて「住民票」の「続柄」欄に「(実)母」と記載されていれば問題ありませんが、「別居」の場合は「全部事項証明（戸籍謄本）」を取得して、2人の「続柄」がきちんと記載されているかどうか「内容」を確認しなければなりません。本人と実母とが名字(姓)が異なっている場合でも、本人の婚姻による場合の他にも、実母側が旧姓に戻っていたり再婚により姓が変わっていたり、いろいろなケースが考えられます。

●「カタカナ」表記が、いろいろ！

話を本題に戻します。すでに2人に関する複数の「公的機関」で取得された「証明書」類も準備されました。「全部事項証明」「住民票」「課税証明書」、在日大使館発行の「改名証明書」なんて書類もありました。「年金手帳」もありました。ただ困りました事に、そのすべての「証明書」で氏名の「カタカナ」表記が、違っていました。どの「カタカナ」表記が正しくて、どの「カタカナ」表記で手続きをするべきなのかもわかりません。仕方がないので栃木年金事務所まで行って、細かく事情を説明し細かく説明を受けて後日正式に提出する事としました。結論として、例えば「ルヤ」か「ルア」か、で迷っていたとすれば、本人がどちらかを選択しその旨を「扶養届」に記載すれば「OK」との事でした。具体的には「氏名のカナ表記にユレがあるが、本人確認の上『ルア』とする」「それぞれの添付書類に表記のユレがあるが、同一人の者である事を確認済みである」との2文を「扶養に関する申立書」欄に記載する事を助言して頂きました。

●「証明書」の「有効期限」とは？

そのときに、「証明書」の中に「5月31日付」のものがあり、この書類の「有効期限」は「7月29日」までなので注意するように言われました。その時点では2週間程度余裕があったのですが、最終的に事業所から連絡があったのが7月26日(金)の「県西支部研修会」終了後でした。週末の内に郵送すれば29日(月)着でギリギリ間に合うかと思ったのですが、ここでトラブル発生です。事前に「ルア」で手続きする旨連絡を受けていたのですが、お預かりした認印は「ルヤ」でした。週末の内にどちらにするのか確認して郵送する事が出来ませんでした。結局、「7月29日」に確認して年金事務所に「扶養届」その他を持参しました。

担当者が何度も何度も電卓を叩いているので、何を計算しているのかと思いましたが本当にこの日が「59日目」で間違いはないかという事でした。私はただ漠然と「2ヵ月以内」とか、「60日以内」とか認識していましたが、正確には「60日は遡れない」で、言い換えますと「59日以内」との事です。「5月31日」付「証明書」の「有効期限」は「59日目」の本日「7月29日」までで、翌日では切れていたのです。

また、この被保険者は「5月1日」付で被保険者資格を取得していましたが、その時点で現時点と同じ「別居だが、生計維持関係がある」状態でしたので、「資格取得時に扶養手続きを失念したため」との理由で、「5月1日」にさかのぼって扶養認定をしてもらおう事としました。

お恥ずかしい話ですが、日々“小さなミス”をしています。お客さんに実質的な迷惑を掛けない程度なミスだとしましても、プロ（社労士）として失格なのではと落ち込む事もしばしばです。「後編」では、いよいよズボンと「落とし穴」に落ちる事になります。お楽しみに……♪

「メンタルヘルス対策支援センター」での 活動報告について

県央支部 箕輪 真理

職場におけるメンタルヘルス対策については、労働安全衛生法に基づき厚生労働大臣が定めた第12次労働災害防止計画（平成25年度を初年度とする5か年計画）において、「平成29年までにメンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を80%以上とすること」が目標として掲げられ、国の重点施策として推進されています。

また、政府の「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においては、2020年度までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」という目標が盛り込まれ、職場におけるメンタルヘルス対策の促進に向け、今後における取り組みを大幅に強化し、加速させることが必要とされています。さらに、昨年臨時国会には、事業主に労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を義務づける労働安全衛生法改正案が提出されており、職場におけるメンタルヘルス対策を取り巻く状況は大きく変わることが予想されます。

一方、厚生労働省が実施した平成23年労働災害防止対策等重点項目調査結果によると、過去1年間にメンタルヘルス上の理由により連続1か月以上休業し、又は退職した労働者がいる事業場の割合は9.0%に達しています。同調査結果によれば、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合は19年調査に比べ10.0ポイント増加したものの、43.6%にとどまっている状況にあります。さらに、メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場は、その主な理由として「専門スタッフがない」（22.1%）、「取り組み方が分からない」（20.1%）を挙げています。

「メンタルヘルス対策支援センター」は、こうしたことを踏まえ、平成21年度より、独立行政法人労働者健康福祉機構が厚生労働省から受託し、メンタルヘルス対策の導入・実施、メンタルヘルス不調者への対応、心の健康問題で休業した労働者の職場復帰支援など、事業場がメンタルヘルス対策を進める様々な場面での課題、問題、悩みなどの解決を支援するため、メンタルヘルスに関する「地域総合窓口」的機能を担っています。専門家（精神科医、保健師、看護師、臨床心理士、産業カウンセラー、社会保険労務士等）による助言や訪問指導等を提供し、事業場のメンタルヘルス対策の推進を積極的に支援しています。

平成25年度の訪問指導では、事業場の管理監督者に対し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月策定）に定められている管理監督者の役割や「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」（平成16年10月策定、21年3月改訂）に基づく管理監督者の取り組み事項などに関する教育を行うとともに、職場復帰支援プログラムに係る支援を希望する事業場に対して、精神医療、労務管理等の専門家チームにより、職場復帰支援プログラムの作成支援等の職場復帰に関する総合的な支援を行っています。なお、平成26年度より、産業保健事業の機能を安定的かつ継続的に発揮できるようにするため、地域産業保健センター、産業保健推進センター（連絡事務所）、メンタルヘルス対策支援センターの3事業が統合され、新たな体制で運営される予定です。

栃木県社会保険労務士会のホームページが まもなく大幅にリニューアルされます！

平成19年1月に当時の松浦広報委員長のもと、県会のホームページが新規に開設されてから約7年が経過し、他県のホームページと比較して見た目が古い印象があり、サイトの内容も使いづらいという会員の声がありました。

そこで、今回広報委員会が中心となりホームページ制作会社の株式会社ジップサービス様に全面的にウェブサイトリニューアルをお願いし、今年の12月には公開出来るように現在作成中です。

リニューアルすることにより見やすく、利用しやすいサイトになると思いますのでどうぞご期待ください！

栃木県最低賃金が平成25年10月19日から時間額718円（従前：705円）に改正されました。

特定（産業別）最低賃金が適用されないすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）に適用されます。

なお、計画的な最低賃金引き上げを支援する制度として「業務改善助成金」があります。




つながるウェブサイト大きく育てる

企画力、訴求力、ユーザビリティ。私たちはお客様と共に良い方向性を考えていく企業です。



豊富な経験と実績からベストなサービスをご提供

ホームページ制作をはじめとするインターネットサービスに関わる、企画・設計・デザインを手がける株式会社ジップサービスは、これまでの経験と実績の強みを生かし、柔軟な対応で幅広くお客様のお役に立つサービスを提供しています。

数多くあるホームページ制作会社の中で、なぜジップサービスが選ばれるのか。

- 理由1 お客様とのコミュニケーションを大切にします。
- 理由2 見やすく、わかりやすいホームページを制作します。
- 理由3 言われたことしかしない、なんてことはありません。
- 理由4 制作スケジュール提示で制作工程をわかりやすく。
- 理由5 ネットショップの構築・運営も得意です。
- 理由6 ホームページ制作だけでなく、Webをトータルサポートします。
- 理由7 お客様のパートナーとして、長くお付き合いが続きます。



株式会社 ジップサービス <http://www.gipservice.com>
〒320-0153 栃木県宇都宮市北若松原1-6-6 TEL 028-678-8828 FAX 028-678-8829